

設 業 務 委 託 特 記 仕 様 書

業務番号 港6新技術第6599号の2の6

業務名 管内一円（舞鶴港）新技術導入検討業務委託

業務場所 管内一円（舞鶴市）地内

京 都 府 港 湾 局

特記仕様書

業務番号：港6新技术第6599号の2の6

業務名：管内一円（舞鶴港）新技术導入検討業務委託

業務場所：管内一円（舞鶴市）地内

履行期間：契約日または契約日の翌日から令和7年3月28日限り

業務の目的

本業務は、京都府港湾局が管理している港湾施設において、ライフサイクルコストの縮減につながる新技术等を活用した点検方法及び補修工法、既存港湾施設の統廃合、機能の集約化及び転換などについて検討を行い、短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果をとりまとめ、既存の個別施設計画（維持管理計画及び予防保全計画含む）に反映することを目的とする。

業務内容

個別施設計画	係留施設（さん橋）	561m
個別施設計画	係留施設（物揚場）	4, 306m
個別施設計画	係留施設（船揚場）	337m

第1条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書（案）」及び「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和5年3月国土交通省港湾局）」（以下「共通仕様書」という。）、「土木構造物標準設計」（建設省）、「設計便覧（案）」（近畿地方整備局）及び「土木構造物設計マニュアル（案）」（建設省）によるものとする。本業務は土木設計業務等委託契約における設計変更ガイドライン（令和6年4月）によるものとする。

第2条 （管理技術者の資格要件）

管理技術者は、共通仕様書の定めのほか、下記の①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者であることとする。

① 下記のいずれかの資格を有する者

- 1 技術士（総合技術監理部門：建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - 2 技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - 3 R C C M（技術士部門と同様の部門に限る）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
 - 4 土木学会特別上級、上級又は一級土木技術者
 - 5 博士（専攻分野：工学）
 - 6 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示717号）により技術管理者として国土交通大臣に認定された者（以下、「国土交通大臣認定者」という。）
 - 7 コンクリート診断士
 - 8 土木鋼構造診断士
 - 9 国土交通省登録技術者資格（施設分野：港湾施設、業務：計画策定（維持管理））※1
- ※1 国土交通省登録技術者資格とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定（平成26年11月28日国土交通省告示1107号）第二条2項により国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。

② 下記のいずれかの実績を有する者

- 1 本年度を除く過去10カ年度から、本業務の指名通知日（通知日含む）までに完了した業務のうち、「同種又は類似業務」において1件以上の従事した実績（管理技術者又は担当技術者として配置された実績に限る。再委託による業務及び照査技術者としての実績は含まない。）を有する者

また、上記の期間に1年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下、「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。

- 2 同種又は類似業務に関する調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者※2

※2 マネジメントした実務経験とは、以下のいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

- ・国内におけるPM、CM又はPFIの管理技術者。但し、一般土木工事の設計又は施工管理を含むものに限る。
- ・建設コンサルタント登録規程（S52.4.15付け建設省告示第717号）第3条の一に該当する「建設部門」の技術管理者

第3条 （照査技術者の資格要件）

照査技術者は、1)に示す業務を行い、下記の2)に示す条件を満たす者であることとする。

- 1) 本業務は照査技術者により照査を行うものとする。

- 2) 照査技術者は、共通仕様書の定めのほか、下記のいずれかの資格を有する者であることとする。

- 1 技術士（総合技術監理部門：建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- 2 技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- 3 R C C M（技術士部門と同様の部門に限る）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- 4 土木学会特別上級、上級又は一級土木技術者

5 博士（専攻分野：工学）

6 国土交通大臣認定者

7 コンクリート診断士

8 土木鋼構造診断士

9 国土交通省登録技術者資格（施設分野：港湾施設、業務：計画策定（維持管理））※1

※1 国土交通省登録技術者資格とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者登録規定（平成26年11月28日国土交通省告示1107号）第二条2項により国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。

第4条 共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

第1章（電子納品の実施）

- 1 本設計業務等は、本府におけるCALS/ECDの取り組みの一環として電子納品の対象業務委託であり、成果品の納品を国土交通省土木設計業務等の電子納品要領等、京都府電子納品実施マニュアル（案）（令和4年3月）及び京都府電子納品ガイドライン（案）（令和4年3月）に基づき実施しなければならない。
また、受注者は、電子納品の範囲や電子データの作成方法等について、監督職員と設計業務等着手までに、その実施範囲等について事前協議を行い京都府電子納品ガイドライン（案）（令和4年3月）で定められた事前協議チェックシートを提出しなければならない。
- 2 電子納品における電子化に要する費用は受注者の負担とする。
また、成果品は、電子媒体で2部、紙媒体で1部提出するものとする。

第2章（照査技術者及び照査の実施）

本業務は、照査技術者により、照査を行うものとする。

第3章（提出書類）

共通仕様書第1109条第2項「発注者が指定した様式」とは、京都府が定める設計業務委託関係提出書類の様式をいう。

第4章（打合せ等）

業務の実施に伴う打合せは、業務着手時、中間打合せ3回、成果品納入時の計5回を行うものとする。ただし、中間打合せについては、業務の内容等により変更することがある。

なお、業務着手時又は業務計画書作成時及び業務完了時には原則として管理技術者が立ち会うものとする。

第5章（資料等の貸与及び返却）

貸与する資料等は、次のとおりとする。

資料等の名称	貸与・返納場所	摘要
各施設の ・個別施設設計画 ・維持管理計画書 など	京都府港湾局	

第6章（土地への立入り等）

- 1 現地調査を実施する場合、作業班の内1人は必ず身分証明書を携帯して業務に当たるものとする。
- 2 身分証明書は、土地等の所有者、その他関係人等からの請求があったときは、これを提示するものとする。

- 3 身分証明書の内容については委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき、発注者が交付するものとする。
- 4 身分証明書の発行対象者は原則として、管理技術者とする。ただし調査員の編成等に関連して別途必要となる場合は、契約後速やかにその適任者を届け出て交付を受けるものとする。
- 5 受注者は業務が完了した場合又は契約が解除された時等、身分証明書が不要となったときは、遅滞なく発注者に返却するものとする。
- 6 強制立入等で関係法令に基づく身分証明書については別途とする。
- 7 業務の実施に伴う植物の伐採、かき、さく等の除去又は、土地若しくは工作物の一時使用により生じる損失については受注者の負担とする。

第7章（建設副産物対策）

共通仕様書第1209条（設計業務の条件）第9項に基づき、建設副産物の検討結果として、別添のリサイクル計画書を作成するものとする。

第8章（成果品の提出）

- 1 電子納品は、京都府電子納品実施マニュアル(案)（令和4年3月）「第6条工事の完成図書」及び京都府電子納品ガイドライン（土木設計業務等）（案）（令和4年3月）「3.2成果の提出、3.3成果の提出時期」によるものとする。
- 2 紙媒体の成果品仕様
 - a 紙媒体の成果品仕様については、京都府電子納品ガイドライン（土木設計業務等）（案）（令和4年3月）「3.2成果の提出」に示すとおりとし、A4サイズで1部提出するものとする。
 - b 表紙及び背表紙には、委託年度・業務委託名・業務委託番号・報告年月・発注者名・受注者名・箇所名を明記すること。
 - c 報告書に添付する図面は、折り畳んだ状態で幅180mm×長297mmとする。
 - d 報告書を箱に入れる場合、箱の高さは32cm以下とし、極力小型化に努めること。
 - e 縮小版図面集の作成部数は1部とし、原則としてA3版に印刷し、A4版に見開き製本すること。
 - f 報告書表紙裏（箱の場合は蓋）に下記のとおり受注者名等を記入のうえ、貼り付けること。

（例）

受注者	○○設計事務所 (住所) (電話番号) (FAX番号)
管理技術者 担当者名	○○○○印 ○○○○印
監督職員	○○○課 ○○○○

←郵便番号も記載
←市外局番より
←市外局番より

- g 報告書の背表紙の色は青色とし、文字色は白色（=令和6年度京都府港湾局標準）とする。

第9章（情報共有システムの利用）

本業務は「業務委託情報共有システム試行要領」の対象業務であり、監督員と協議のうえ受注者がASP方式の情報共有システムを利用することを認めるものとする。

第10章（その他特記事項）

1 業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

2 成果品納入後にあっても成果品に誤りがある場合は、直ちに修正するものとする。

3 報告書の内容については、その考え方のフロー図を添付するものとする。また、報告書作成においては、章・節等を明瞭にするものとし、設計業務に係わり使用した「図書・基準書」は報告書の設計条件に明記するとともに、「式・数値基準」については、関係図書及び記載箇所を明示するものとする。

(例)

本文中

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

1)

卷末又はページ下

1) : 記述者又は編集者 ; (出版年次) ; 題名 ; 出版社 ; P〇〇

4 報告書において、電算の結果書を添付する場合は、その入力条件及び計算式が明瞭に確認できる記述を行うものとし、電算の結果書の添付を行わない場合は、計算結果が明確に確認できるようにするものとする。

5 報告書中に使用又は準用した式及び数値の根拠等について、監督職員より問い合わせ等があった場合は、文書にて監督職員の指定する期日迄に報告するものとする。

6 業務の詳細については、別途「港湾施設 個別施設計画作成支援業務 業務仕様書」を参照するものとする。

港湾施設 個別施設計画作成支援業務 業務仕様書

1. 業務目的

本業務は、京都府港湾局が管理している港湾施設において、ライフサイクルコストの縮減につながる新技術等を活用した点検方法及び補修工法、既存港湾施設の統廃合、機能の集約化及び転換などについて検討を行い、短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果をとりまとめ、既存の個別施設計画（維持管理計画及び予防保全計画含む）に反映することを目的とする。

2. 対象施設

京都府港湾局が管理する舞鶴港における以下の港湾施設

- ・係留施設

※詳細は別添「施設一覧」及び「位置図」のとおり

3. 業務内容

(1) 計画・準備

業務の遂行に先立ち、本業務の目的及び内容を十分把握の上、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画立案し、業務計画書を作成する。

(2) 既存資料の収集・整理

本業務に必要な情報を把握するため、既存資料を収集し、業務における検討の基礎資料として整理する。

※既存資料：個別施設計画、維持管理計画書、予防保全計画、点検結果、補修履歴、更新・撤去・補修計画、港湾施設台帳、竣工図書、港湾計画等

(3) 現地踏査

新技術等の活用検討及び既存港湾施設の統廃合、機能の集約化及び転換の検討に先立ち、現地踏査を行い施設状態、現地状況等を把握する。

(4) 新技術等の活用検討

上記（2）及び（3）の結果を踏まえ、ライフサイクルコストの縮減につながる新技術等を活用した点検方法及び補修工法の検討を行う。

- 1) 適用可能な技術（従来技術及び新技術）の抽出
- 2) 抽出技術の適用条件、性能、実績等の整理
- 3) 採用方法及び工法の比較検討

※比較検討にあたっては、1)、2)の結果、適用可能となった従来技術と新技術について、経済性、施工性、維持管理性、構造及び品質特性、安全性、必要工期（作業期間）等の総合的な観点から工法比較を行い、採用する点検方法及び補修工法を選定する

※新技術とは、「新技術情報提供システム(NETIS)」、「港湾の施設の新しい点検技術カタログ(案)」、「港湾関連民間技術の確認審査・評価事業」における評価技術、「港湾施設の点検・補修技術ガイドブック(2022年版)」に掲載されている技術及びその他監督員と協議の上、優位と判断した技術とする。

(5) 既存施設の統廃合、機能の集約化及び転換等の検討

上記（2）及び（3）の結果を踏まえ、以下の観点から既存施設の統廃合、機能の集約化及び転換等の検討を行う。

- ・老朽化状況
- ・施設利用形態（現況、将来計画及び港湾計画上の位置付け）
- ・代替性
- ・維持管理費用 等

(6) 個別施設計画の変更

港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン（平成27年4月（令和5年3月一部変更））等に基づき、上記（2）～（5）で整理及び検討した内容を既存の個別施設計画（維持管理計画及び予防保全計画含む）に追加・反映し、変更する。

※既存の個別施設計画に記載されている項目は、「対象施設」、「計画期間」、「対策の優先順位の考え方」、「個別施設の状態等」、「対策内容と実施時期」及び「対策費用」である。

※上記項目の他、新たに「新技術等の活用検討」及び「既存施設の統廃合、機能の集約化及び転換等の検討」を追加し、それらの検討結果として、短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果を記載する。

※なお、コスト縮減効果については、以下の条件で中長期（50年間）のライフサイクルコストを算出・比較した上で、短期的（5年間）なコスト縮減効果をとりまとめることとする。

1) 従来技術を活用した場合と新技術を活用した場合

2) 既存施設の統廃合、機能の集約化及び転換前と後

※個別施設計画に追加・反映した内容について、各施設の維持管理計画及び予防保全計画へも同内容を追加・反映することとする。

(7) 報告書作成

業務において検討した内容について整理し、取りまとめる。

なお、業務の検討の根拠として収集及び整理した資料等についても、参考資料として取りまとめる。

(8) 照査

照査技術者は、業務の各段階において、照査を実施し、その結果を照査報告書としてとりまとめ、報告書に含め提出する。

(9) 打合せ協議

業務の実施に伴う打合せは、業務着手時、中間打合せ3回、成果品納入時の計5回を行うものとする。ただし、中間打合せについては、監督職員の協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。

なお、業務着手時又は業務計画書作成時及び業務完了時には原則として管理技術者が立ち会うものとする。

(10) 業務成果品

- ・報告書（紙による報告書は製本A4版）1部
- ・電子媒体（各資料の印刷原稿含む）（CD-R等）2部

なお、本設計業務等は、本府におけるCALS/ECの取り組みの一環として電子納品の対象業務委託であり、成果品の納品を国土交通省土木設計業務等の電子納品要領等、京都府電子納品実施マニュアル（案）（令和4年3月）及び京都府電子納品ガイドライン（案）（令和4年3月）に基づき実施しなければならない。

また、受注者は、電子納品の範囲や電子データの作成方法等について、監督職員と設計業務等着手までに、その実施範囲等について事前協議を行い京都府電子納品ガイドライン（案）（令和4年3月）で定められた事前協議チェックシートを提出しなければならない。

(11) 旅費交通費

業務遂行時に必要な旅費・交通費については、土木工事標準積算参考資料に準じる。

(12) その他

新技術等の活用検討、ライフサイクルコスト算出に伴う劣化予測等において、施設の機能を診断するために、別途調査等が必要と判断される場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

以上